

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和2年1月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900183号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900040号

第1 結論

請求期間⑦及び⑧について、請求者のA事業所における標準賞与額を請求期間⑦は33万7,000円、請求期間⑧は20万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑦及び⑧の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間⑦及び⑧の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月20日
② 平成16年8月5日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年8月5日
⑤ 平成17年12月20日
⑥ 平成18年8月5日
⑦ 平成18年12月20日
⑧ 平成21年8月5日

私は、請求期間①から⑧までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑧までに係る賞与の記録が無い。

請求期間⑦及び⑧については、賞与に係る給与支給明細書(以下「賞与明細書」という。)を提出するので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

また、請求期間①から⑥までについては、賞与明細書は所持していないが、同僚が所持している月例給に係る給与支給明細書（以下「給与明細書」という。）及び賞与明細書により、賞与支給額が基本給の何か月分であったのかが分かった。平成15年から平成19年までの期間のうち私が所持している給与明細書を提出するので、当該給与明細書で確認できる基本給から算出される賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間⑦について、請求者から提出された賞与明細書及び事業主から提出された同僚の賃金台帳により、請求者は請求期間⑦において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑧について、事業主から提出された請求者に係る賃金台帳及び請求者から提出された賞与明細書により、請求者は請求期間⑧において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間⑦に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から33万7,000円、請求期間⑧に係る標準賞与額については、請求者の上記賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から20万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑦及び⑧について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し、提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①から⑥までについて、A事業所は、請求期間①から⑥までに係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①から⑥までに係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑥までに係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①から⑥までに係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法に

ついて、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

加えて、請求者は、平成15年、平成16年、平成18年及び平成19年の一部期間に係る給与明細書を提出しているところ、事業主は、請求期間①から⑥までの賞与支給額について、賞与支給年の4月の基本給（年1回4月に変更）に賞与支給率を乗じて算出していたが、賞与支給率については、平成20年より前は不明である上、職員の勤務成績や出勤状況等を考慮しており、同じ職種の者であっても異なることがあった旨回答している。また、請求者及び複数の同僚から提出された給与明細書の基本給及び賞与明細書の基本賞与額から算出される平成15年から平成19年までの賞与支給率は必ずしも同じではないことが確認できることから、請求者から提出された給与明細書により確認できる基本給から、請求期間①から⑥までの賞与支給額を推認することはできない。

また、請求者は、平成15年分及び平成18年分給与所得の源泉徴収票を提出しているところ、平成15年及び平成18年の給与明細書は一部期間のみしか所持しておらず、同年の全月分を所持していないため、当該源泉徴収票から、請求期間①及び⑥に係る賞与支給額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①から⑥までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑥までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900184号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900041号

第1 結論

請求期間②について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成21年8月5日、標準賞与額を22万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年8月
② 平成21年8月

私は、請求期間①及び②において、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間①及び②に係る賞与の記録が無い。

請求期間②については、賞与に係る給与支給明細書(以下「賞与明細書」という。)を提出するので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間①については、賞与明細書は所持していないが、基本給の1.8倍の賞与が支給されたと記憶している。私が所持している平成16年の月例給に係る給与支給明細書(以下「給与明細書」という。)を提出するので、当該給与明細書で確認できる基本給から算出される賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、事業主から提出された請求者に係る賃金台帳及び請求者か

ら提出された賞与明細書により、請求者は請求期間②において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、上記貸金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から 22 万 5,000 円とすることが妥当である。

また、請求期間②に係る賞与支払年月日については、上記貸金台帳から、平成 21 年 8 月 5 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し、提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①について、A 事業所は、請求期間①に係る貸金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①に係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①に係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①に係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A 事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法について、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

加えて、請求者は、請求期間①の賞与支給額について、基本給の 1.8 倍の額であったとしているところ、複数の同僚から提出された平成 16 年 8 月に係る賞与明細書及び同年の給与明細書により、請求期間①の賞与支給率が同年の基本給の 1.8 倍である者が複数確認できる。しかしながら、事業主は、請求期間①の賞与支給額について、賞与支給年の 4 月の基本給（年 1 回 4 月に変更）に賞与支給率を乗じて算出していたが、賞与支給率については、平成 20 年より前は不明である上、職員の勤務成績や出勤状況等を考慮しており、同じ職種の者であっても異なることがあった旨回答している。また、請求者及び複数の同僚から提出された給与明細書の基本給及び賞与明細書の基本賞与額から算出される平成 15 年から平成 19 年までの賞与支給率は必ずしも同じではないことが確認できることから、請求者の請求期間①

に係る賞与支給率が必ずしも 1.8 倍であったとは言えず、請求者から提出された給与明細書により確認できる基本給から、請求期間①の賞与支給額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900188号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900042号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成15年12月19日、標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成16年8月5日、標準賞与額を28万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成16年12月20日、標準賞与額を35万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑦について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成21年8月5日、標準賞与額を19万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間①、②、③及び⑦の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①、②、③及び⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年8月
③ 平成16年12月
④ 平成17年8月
⑤ 平成17年12月
⑥ 平成18年8月
⑦ 平成21年8月

私は、請求期間①から⑦までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年

金保険料（以下「保険料」という。）を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑦までに係る賞与の記録が無い。

請求期間①、②及び⑦については、賞与に係る給与支給明細書（以下「賞与明細書」という。）を提出するので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間③から⑥までについては、賞与明細書は所持していないが、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は請求期間①及び②において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③について、請求者から提出された平成16年1月から同年12月までの月例給に係る給与支給明細書（以下「給与明細書」という。）、同年8月に係る賞与明細書及び同年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は請求期間③において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑦について、事業主から提出された請求者に係る賃金台帳及び請求者から提出された賞与明細書により、請求者は請求期間⑦において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から、請求期間①は24万円、請求期間②は28万8,000円、請求期間③に係る標準賞与額については、上記給与明細書、賞与明細書及び源泉徴収票により推認できる賞与額及び保険料控除額から35万3,000円、請求期間⑦に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から19万5,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、請求期間①は事業主の回答から、平成15年12月19日、請求期間②及び③は事業主から提出された同僚の賃金台帳から、請求期間②は平成16年8月5日、請求期間③は同年12月20日、請求期間⑦は事業主から提出された請求者の上記賃金台帳から、平成21年8月5日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②、③及び⑦について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し、提出したか否か、また、保険

料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間④、⑤及び⑥について、A事業所は、請求期間④、⑤及び⑥に係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間④、⑤及び⑥に係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間④、⑤及び⑥に係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間④、⑤及び⑥に係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法について、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

加えて、請求者は、平成17年及び平成18年の一部期間に係る給与明細書を提出しているところ、事業主は、請求期間④、⑤及び⑥の賞与支給額について、賞与支給年の4月の基本給（年1回4月に変更）に賞与支給率を乗じて算出していたが、賞与支給率については、平成20年より前は不明である上、職員の勤務成績や出勤状況等を考慮しており、同じ職種の者であっても異なることがあった旨回答している。また、請求者及び複数の同僚から提出された給与明細書の基本給及び賞与明細書の基本賞与額から算出される平成15年から平成19年までの賞与支給率は必ずしも同じではないことが確認できることから、請求者から提出された給与明細書により確認できる基本給から、請求期間④、⑤及び⑥の賞与支給額を推認することはできない。

また、請求者は、平成18年分給与所得の源泉徴収票を提出しているところ、前述のとおり同年分の給与明細書は一部期間のみしか所持しておらず、同年の全月分を所持していないため、当該源泉徴収票から、請求期間⑥に係る賞与支給額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間④、⑤及び⑥における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④、⑤及び⑥に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

(別添)

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900192号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900043号

第1 結論

請求者のA事業所における平成24年7月16日の賞与記録について、支払年月日を同年7月16日から同年7月17日に訂正し、標準賞与額を23万5,000円に訂正することが必要である。

平成24年7月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年7月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年7月17日

私は、A事業所から請求期間に賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。給与明細書と取引明細表(預金)(以下「取引明細表」という。)を提出するので、支給された24万円に見合う保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA事業所から提出された平成24年の請求者給与明細及び請求者から提出された取引明細表により、請求者は、請求期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は

請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、請求者給与明細により確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、23万5,000円とすることが妥当である。

また、A事業所は平成24年7月16日を賞与支払年月日とする請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に届け出ているところ、請求者給与明細により確認できる差引支給額と取引明細表により確認できる入金額が一致していることが確認できることから、賞与支払年月日については、取引明細表により確認できる入金日に基づき、同年7月17日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出(平成28年8月19日年金事務所受付)し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900186号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900044号

第1 結論

請求期間①から⑨までについて、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和21年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年8月
③ 平成16年12月
④ 平成17年8月
⑤ 平成17年12月
⑥ 平成18年8月
⑦ 平成18年12月
⑧ 平成19年8月
⑨ 平成19年12月

私は、請求期間①から⑨までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑨までに係る賞与の記録が無いので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所は、請求期間①から⑨までに係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①から⑨までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A事業所は、請求者は平成19年4月1日に正社員からパートタイム労働者になったとしており、請求期間①から⑨当時、パートタイム労働者には賞与を支

給していなかったため、請求期間⑨に係る賞与は支給していないと思われる旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間①から⑨までに係る賞与明細書は処分してしまい現在は所持していない旨陳述していることから、請求期間①から⑨までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

加えて、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法について、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

また、請求者は、ねんきん定期便を受け取った際に賞与の記録は平成15年8月のみであったことから、その時点で所持していた賞与明細書を見て、当該ねんきん定期便に賞与支給額を記入したとして、請求期間①及び請求期間③から⑦までに係る賞与支給額が手書きされたねんきん定期便を提出しているところ、当該ねんきん定期便に記載されている金額が賞与支給額であることを裏付ける資料はほかに無いことから、当該ねんきん定期便の記載内容のみをもって、請求期間①及び請求期間③から⑦までに係る賞与支給額と判断することはできない。

このほか、請求者の請求期間①から⑨までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑨までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900191号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900045号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年11月10日から昭和56年4月15日まで
② 昭和57年8月23日から昭和59年2月1日まで

私は、請求期間①及び②にA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。請求期間①は同社のB工場(以下「B工場」という。)に季節労働で勤務し、C業務に従事していた。また、請求期間②は、同社のD工場に季節労働で勤務し、E業務に従事していた。請求期間①及び②ともに週あたり5日勤務し、夜勤も行っていたので、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間①のうち昭和55年11月18日から昭和56年4月15日までの期間は同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の事業の一部を承継したF社及びG社は、請求者の請求期間①に係る資料は無い旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料(以下「保険料」という。)の納付並びに保険料の控除について確認できない。

また、請求者が請求期間①当時にB工場において一緒に同様な勤務をしていた者として名前を挙げた同僚で所在が確認できた者及びB工場において請求期間①の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得し、所在が確認できた者に照会を行ったものの、請求者の請求期間①に係る勤務実態について具体的な回答は得られなかった。

さらに、請求者が請求期間①当時にB工場において一緒に同様な勤務をしていた

者として名前を挙げた同僚の1人は、請求期間①と同時期に季節労働者としてB工場に勤務していた旨回答しているところ、同氏がA社で厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できない。

加えて、請求者は、A社の請求期間①に係る給与明細書等の保険料の控除について確認できる資料を所持していない。

請求期間②について、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間②において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F社及びG社は、請求者の請求期間②に係る資料は無い旨回答していることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料の納付並びに保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、A社の請求期間②に係る給与明細書等の保険料の控除について確認できる資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。